

(目的)

第1条 この告示は、市内業者を利用して住宅等のリフォーム工事を行う者に対し、予算の範囲内において住宅等リフォーム工事資金補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、既存住宅の継続的な活用を促進し、空き家の発生を抑制するとともに、地域経済の活性化及び雇用の創出を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 居住の用に供する一戸建ての建築物をいう。
- (2) 併用住宅 個人住宅部分及び非個人住宅（店舗、事務所等をいう。）部分がある一戸建ての建築物をいう。
- (3) 分譲マンション 一棟を一戸ごとに区分して販売された建築物で、2以上の区分所有者が存し、居住の用に供する独立した専有部分及びその共用部分をいう。
- (4) 住宅等 住宅、併用住宅及び分譲マンションをいう。
- (5) 市内業者 市内に本社等を有する法人又は市内に住所を有する個人であって、住宅等の改修工事又は建築設備工事を行う業者をいう。

(補助対象住宅等)

第3条 補助の対象となる住宅等（以下「補助対象住宅等」という）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 個人が所有している住宅等であること。
- (2) 築10年以上経過している住宅等であること。
- (3) 不動産登記簿に登録されている住宅等であること。
- (4) 建築基準法（昭和25年法律第201号）、北本市開発行為等の指導に関する要綱（平成15年告示第220号）その他の法令等に違反していない住宅等であること。
- (5) この告示に基づく補助金の交付を受けた住宅等でないこと。

(補助対象工事)

第4条 補助金の対象となるリフォーム工事（以下「補助対象工事」という。）は、市内業者が行う、補助対象工事に要する費用（設計費及び法令に基づく申請等に係る手数料並びに消費税及び

地方消費税を除くものとする。)が20万円以上の工事(併用住宅にあっては個人住宅部分に係る工事(屋根、外壁その他の建物全体に係る補助対象工事にあっては、当該補助対象工事に要する費用(消費税及び地方消費税の額を除く。)に改修後の個人住宅部分の床面積(第2号に該当する工事を施工した場合は、当該工事部分の床面積も含む。)を当該併用住宅の延べ床面積で除して得た数値を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)が20万円以上の工事に限る。)、分譲マンションにあっては専有部分に係る工事)であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 居住の用に供する部分に係るリフォーム工事であって、市長が認める工事
- (2) 補助対象住宅等を、高齢者等の憩いの場、子ども食堂その他地域住民の交流拠点の用に供するための施設にするリフォーム工事
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める工事

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる工事のうち本市で実施している他の補助金制度等の対象となる工事は、補助対象工事としない。

(補助対象者)

第5条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助対象住宅等に現に居住している者であること。
- (2) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者であること。
- (3) 補助金の申請日の属する月の2月前の末日時点において、市税等を滞納していない者であること。
- (4) 過去にこの告示に基づく補助金の交付を受けた者でないこと。

2 補助対象者(補助対象住宅等を賃借している場合に限る。)は、補助対象工事を施工することについて所有者(所有者が複数いる場合にあっては、その全員)の同意を得なければならない。

(補助金額)

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる定める額とする。

- (1) 補助対象者が別居している親世帯(義親及び継親を含む。以下同じ。)又は子世帯(義子及び継子を含む。以下同じ。)と補助対象住宅等で同居する場合 補助対象工事に要した額の100分の5に相当する額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)又は15万円のいずれか少ない額

- (2) 前号に掲げる場合以外の場合 補助対象工事に要した額の100分の5に相当する額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)又は10万円のいずれか少ない額(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助対象工事の着手前に、北本市住宅等リフォーム工事資金補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象工事を行う住宅等の建物登記事項証明書
- (2) 申請者の住民票の写し(前条第1号に規定する補助金額を受ける者にあつては、当該同居しようとする世帯全員の住民票の写し)
- (3) 補助対象工事の内容が分かる見積書の写し
- (4) 着工前の補助対象工事箇所の写真
- (5) 共有者の同意書(様式第2号)(共有者が複数いる場合に限る。)
- (6) 事業計画書(様式第3号)(第4条第2号に規定する工事を行う場合に限る。)
- (7) 家屋等所有者の同意書(様式第4号)(第5条第2項に該当する場合に限る。)
- (8) 親世帯又は子世帯との関係を証明することができる戸籍謄本及び戸籍の附票並びに親世帯又は子世帯の世帯全員の住民票(前条第1号の補助金を受ける者に限る。)
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 申請者は、当該申請に係る住宅等が昭和56年5月31日以前に着工されたものである場合においては、耐震性が向上する耐震改修工事を行う等その住宅等の耐震性を確保した上で申請するよう努めなければならない。

3 申請者は、市の広報紙又はホームページにおいて、補助金交付事業の事例として紹介されることについて了承しなければならない。

4 前項の了承について、第5条第2項に該当する者は、あらかじめ所有者の同意を得なければならない。

(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、速やかに交付の可否を決定し、当該申請をした者に北本市住宅等リフォーム工事資金補助金交付(不交付)決定通知書(様式第5号)により通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

2 申請者は前項の交付決定を受けてから補助対象工事を実施するものとし、当該交付決定の属す

る年度の末日までに当該補助対象工事を完了しなければならない。

(補助対象工事の内容変更)

第9条 前条第1項の規定により交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助対象工事の工種又は補助対象工事の額を変更しようとするときは、速やかに北本市住宅等リフォーム工事資金補助金工事内容変更申請書（様式第6号）に当該変更の内容が分かる見積書の写しを添えて、市長に申請しなければならない。

(交付決定の変更)

第10条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、北本市住宅等リフォーム工事資金補助金交付決定変更申請に係る通知書（様式第7号）により交付決定者に通知するものとする。

(補助対象工事の中止)

第11条 交付決定者は、補助対象工事を中止しようとするときは、速やかに北本市住宅等リフォーム工事資金補助対象工事の中止届出書（様式第8号）により市長に届け出なければならない。

(完了報告)

第12条 交付決定者は、補助対象工事が完了した日（以下「完了日」という。）から起算して30日を経過する日又は交付決定の属する年度の末日までのいずれか早い日までに、北本市住宅等リフォーム工事資金補助対象工事完了報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象工事の請負契約書の写し
- (2) 補助対象工事の領収書の写し又はこれに代わるもの
- (3) 補助対象工事に要した費用の内訳を示す書類
- (4) 工事完了後の現場写真
- (5) 補助対象工事完了後の家屋等に転居又は転入した世帯全員の住民票の写し（第6条第1号に規定する補助金額を受ける者に限る。）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条に規定する書類の提出を受けたときは、これを速やかに審査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、当該交付決定者に北本市住宅等リフォーム工事資金補助金額確定通知書（様式第10号）により通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第14条 前条の通知を受けた交付決定者は、北本市住宅等リフォーム工事資金補助金請求書（様式第11号）により速やかに市長に対し補助金の交付を請求しなければならない。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の申請があったときは、速やかに交付決定者に補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し等）

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- （1） 第5条第1項に規定する要件に該当しなくなったとき。
- （2） 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- （3） 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- （4） 補助対象工事が補助金交付申請をした年度内に完了しないとき。
- （5） 第12条に規定する北本市住宅等リフォーム工事資金補助対象工事完了報告書及び必要な添付書類を同条に規定する期間内に提出しないとき。
- （6） 補助対象工事に要した額が20万円を下回ったとき。
- （7） 補助対象工事を中止したとき。
- （8） 補助対象住宅が建築基準法その他の関係法令に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、北本市住宅等リフォーム工事資金補助金交付決定取消通知書（様式第12号）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第16条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（権利譲渡の禁止）

第17条 交付決定者は、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（報告等）

第18条 市長は、必要と認めるときは、補助対象工事について報告を求め、又は現地調査を実施することができる。

（委任）

第19条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年6月1日から施行する。